

日刊県民福井 掲載記事 平成25年 11月7日

児童虐待 早期対応を

防止推進強化月間

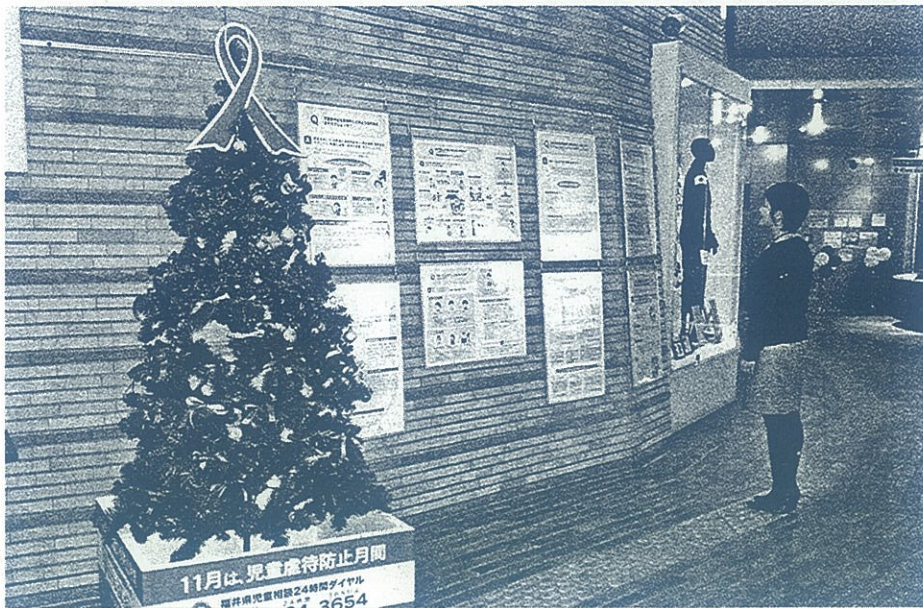
十一月は、児童虐待防止推進強化月間です。県では、児童虐待の未然防止・早期発見、早期対応の体制を地域ぐるみで整えています。

児童相談所では、二十四時間三百六十五日いつでも電話相談に応じており、さらに虐待通告があった場合には国の基準である四十八時間よりも迅速に、通告後二十四時間以内に子どもの安全を確保する体制を整えています。

また、児童虐待の最も身近な窓口となる市町職員、民生委員・児童委員、保育士等を対象とした研修を行うなど、児童虐待に関わる職員の質の向上を図っています。

児童虐待は、社会全体で解決しなければならぬ重要な課題です。虐待に気付いたり、長時間子どもがひどい泣き声が聞こえるなど「虐待かな?」と思ったときには、お住まいの市町の児童相談窓口または児童相

いきいき コミュニティ



談所に相談するか、県児童相談所へ相談し、一定の期間子どもを養育する「養育里親」を受け入れる「養育里親」を募集し、養育里親の育成を図ります。また、ご自身が出産や子育てにお悩みの場合には、誰かに相談したり、子育て支援センターなど地域の相談窓口を活用したりし、二十四時間ダイヤルでも育児に関する相談ができません。里親委託推進員を各児童相談所に配置し、制度の周知や里親委託を推進していき、窮、保護者の病气、虐待など、里親制度説明会を嶺北地域で実施し、今月下旬に、一定の研修を受けて県に登録した里親の自宅に里親、里父、その他の家族と児童相談所

ともに生活をする仕組みで、子どもたちがより家庭に近い環境で生活できます。里親には保護者の事情に

里親の登録を考えている方は、お住まいの地域を担当する児童相談所に相談ください。嶺北地域・総合福祉相談所 ☎0776 (24) 5138、嶺南地域・敦賀児童相談所 ☎0770 (22) 08858。

児童虐待防止啓発パネル展の様子―昨年11月、坂井市春江町のエンゼルランドふくごで

里親制度活用も選択肢

里親委託推進員を各児童相談所に配置し、制度の周知や里親委託を推進していき、窮、保護者の病气、虐待など、里親制度説明会を嶺北地域で実施し、今月下旬に、一定の研修を受けて県に登録した里親の自宅に里親、里父、その他の家族と児童相談所